

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律に
基づく対象特別要人所在施設等の指定について

令和 8 年 10 月 3 日、天皇陛下が第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）を御覧のため、馬事公苑へ行幸になる件に関し、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 28 年法律第 9 号）第 3 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定に基づき、対象特別要人所在施設及び当該対象特別要人所在施設の区域並びに当該対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域を下記のとおり指定する旨を、本日官報で告示しました。

記

1 期間

令和 8 年 10 月 3 日

2 対象特別要人所在施設の名称

馬事公苑

3 対象特別要人所在施設の所在地

東京都世田谷区上用賀二丁目一番一号

4 対象特別要人所在施設の区域

別添 1 のとおり

5 対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域

別添 2 のとおり

馬事公苑 対象施設の区域



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



馬事公苑 対象施設周辺地域



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

